

一般用医薬品（第1類、第2類）の主な種類について

平成25年5月16日	参考資料3
一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会(第9回) (第8回資料7)	

○ 第1類、第2類については、そのリスクや使われ方などの観点から、大まかに以下のように分類される。

※ 第1類医薬品の製品一覧は別紙（省略）

第1類

1. 一般用医薬品としての安全性評価が確立されておらずリスクが不明のもの

※一般用医薬品としての使用成績についての調査期間（通常3年）に1年（評価のために必要な期間）を加えた期間を経過していないもの

【例】
「ロキソニンS」 解熱鎮痛薬
「アレグラFX」 鼻炎用薬

2. 日常に支障を来す副作用のおそれがあり、特に注意が必要なもの

※左記1の調査期間+1年が経過し、評価が終了しているもの

⑦購入者側の判断による使用では重大な疾患を見逃すおそれがあり、薬剤師が、購入者側から最大限の情報収集を行い、受診勧奨の有無を判断する必要性が特に高いもの

【例】
「ガスター10」 胃酸分泌抑制薬
「アクチビア軟膏」 口唇ヘルペス用薬

⑧上記⑦及び下記⑨以外のもの
(薬剤師による十分な説明(チェックリストの充実等)により、適正使用が可能なもの)

【例】
「リアップ」 発毛剤
「ニコチネルパッチ10」 禁煙補助剤

⑨劇薬 等

【例】
「ガラナポーン」 勃起障害等改善薬

第2類

日常生活に支障を来す副作用のおそれがあるもの

【例】
・胃腸薬、漢方製剤

指定第2類

①注意すべき禁忌があるもの
【例】
・アスピリン（解熱鎮痛薬）

②依存性、習慣性のあるもの
【例】
・コデイン類（麻薬類似成分）

③適応を誤ると症状の悪化等のおそれのあるもの
【例】
・ブテナフィン塩酸塩（水虫治療薬）